

○酒田市測量・建設コンサルタント等に係る指名競争入札参加者の等級別格付に関する規程

平成27年4月22日

告示第350号

(趣旨)

第1条 この告示は、酒田市契約規則（平成17年規則第58号。以下「規則」という。）第26条第5号に規定する指名競争入札に参加する者の要件に関し、必要な事項を定めるものとする。

(格付をする測量・建設コンサルタント等の種類)

第2条 等級別格付は、次に掲げる測量・建設コンサルタント等について行うものとする。

- (1) 測量事務所
- (2) 建築士事務所

(格付の方法)

第3条 等級別格付は、規則第27条第3項の規定による指名競争入札参加者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録された者のうち、酒田市内に本店を有する者及び酒田市内に支店営業所等を有し、当該支店、営業所等において契約締結の権限を有する代理人を置く者について、業種区分ごとに次に定めるところにより総合点数を算定して行うものとする。

- (1) 業種別年間平均実績高の点数 業種区分ごとの年間平均実績高の金額に応じ、別表第1の点数の欄に掲げる点数
- (2) 業種別有資格者数の点数 業種区分ごとの有資格者数に応じ、別表第2の有資格者の欄の左欄に掲げる者の数に5を、同表の有資格者の欄の右欄に掲げる者の数に2をそれぞれ乗じて得た数値を合計した数値（別表第3において「合計数値」という。）に応じ、別表第3の点数の欄に掲げる点数
- (3) 営業年数の点数 当該営業年数に応じ、別表第4の点数の欄に掲げる点数
- (4) 総合点数 別表第5に掲げる算定式により算出された点数

(格付の区分)

第4条 等級別格付の区分は、別表第6に掲げるところによるものとする。ただし、営業開始後24箇月を経過しない者又は新規登録者は、原則として最下位に格付けるものとする。

(格付の保留)

第5条 市長は、規則第27条第1項に規定する競争入札（見積）参加資格審査申請書の提出を受けた場合において、第3条第1項各号の数値が算定できないとき、又は虚偽の記載があつ

たときは、格付を行わないことができる。

(発注標準)

第6条 測量・建設コンサルタント等業務委託の設計金額に対応する等級は、別表第7に掲げるとおりとする。ただし、緊急を要する業務及び特別な技術を要する業務その他特に必要と認める業務の取扱いについては、この限りでない。

(格付の通知)

第7条 市長は、第3条及び第4条の規定により等級別格付を行った者に対し格付した等級を通知するものとする。

(格付の公表)

第8条 市長は、第3条及び第4条の規定により等級別格付を行ったときは、その内容を公表するものとする。

(格付の有効期間)

第9条 格付の有効期間は、格付した年度の3月31日までとする。ただし、当該期間の翌年度に格付が決定されるまでの間は、従来の格付をもってこれに代えることができる。

附 則

この告示は、平成27年4月22日から施行する。

附 則（平成29年4月28日告示第557号）

この告示は、平成29年4月28日から施行する。

附 則（平成30年4月25日告示第471号）

この告示は、平成30年4月25日から施行する。

別表第1（第3条関係）

年間平均実績高	点数
2億円以上	30
1億円以上2億円未満	25
5,000万円以上1億円未満	20
1,000万円以上5,000万円未満	15
1,000万円未満	10

別表第2（第3条関係）

業種区分	有資格者	
	測量士登録	測量士補登録
建築士事務所	1級建築士免許者	2級建築士免許者

別表第3（第3条関係）

合計数値	点数
31以上	30
21以上 30以下	25
11以上 20以下	20
6以上 10以下	15
5以下	10

別表第4（第3条関係）

営業年数	点数
35年以上	30
25年以上 35年未満	25
15年以上 25年未満	20
5年以上 15年未満	15
5年未満	10

別表第5（第3条関係）

算定式
$3 \times A + 5 \times B + C$ <p>A：第3条第1号の規定による点数 B：第3条第2号の規定による点数 C：第3条第3号の規定による点数</p>

別表第6（第4条関係）

等級別格付の区分

測量事務所

等級	総合点数
A	160点以上
B	160点未満

建築事務所

等級	総合点数
A	140点以上
B	140点未満

別表第7（第6条関係）

発注標準

測量事務所

設計金額	等級
500万円以上	A
500万円未満	A又はB

建築事務所

設計金額	等級
500万円以上	A
500万円未満	A又はB